一般競争入札による区有財産(解体・撤去条件付き)の 売払いのご案内

# 入札日時:

令和6年11月28日(木)午後1時~午後1時50分

入札場所:

北区役所 第二庁舎3階 契約管財課 管財係窓口

令和6年10月 東京都北区

# 目 次

| ・売却ま                  | ミでの | )流 | れ  | •  | •          | •  | •  | • | • | • | • | •  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1  |
|-----------------------|-----|----|----|----|------------|----|----|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| • 一般競                 | 竞争入 | 、札 | 参  | 加事 | 更行         | 湏  | •  | • | • | • | • | •  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2  |
| <ul><li>物件調</li></ul> | 調書・ | •  | •  | •  | •          | •  | •  | • | • | • | • | •  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 14 |
| • 区有則                 | 才産売 | 置  | 契治 | 約書 | ŧ          | (5 | 案) | ) |   | • | • | •  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 29 |
| ・東京者                  | 化比区 | こに | お  | ける | 5 ±        | 契約 | 約  | に | 関 | す | る | 特  | 約 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 40 |
| · 当日の                 | う流れ | ι, | 入  | 札書 | <b>탈</b> 설 | 等の | カ  | 記 | 載 | 方 | 法 | 12 | つ | V | て | • | • | • | • | • |   |   | • | • |   | • | • | • | • | 42 |

# 【様式集】

| 1                | 質問書       | (様式1) |
|------------------|-----------|-------|
| 2                | 入札参加申請書   | (様式2) |
| 3                | 誓約書       | (様式3) |
| 4                | 入札参加辞退申出書 | (様式4) |
| 5                | 委任状       | (様式5) |
| 6                | 入札書       | (様式6) |
| $\overline{(7)}$ | 入札書(共同者用) | (様式7) |

# 【問い合わせ先】

東京都北区 総務部 契約管財課 管財係 北区役所 第二庁舎 3 階 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 - 2 - 11 電話番号 03-3908-8693 (直) F A X 03-3908-1109 電子メール keiyakukanzai-ka@city.lg.kita.jp

# 売却までの流れ

詳細は、次ページ以降の『一般競争入札参加要領』をご覧ください。 なお、最新情報は、随時、北区公式ホームページ上にて公開します。

現場公開

申込期間:令和6年10月9日(水)~10月18日(金)

うち、土日・祝日を除く

公開期間: 令和6年10月21日(月)~10月23日(水)

うち、土日・祝日を除く

資料閱覧

申込期間:令和6年10月9日(水)~10月18日(金)

うち、土日・祝日を除く

閲覧期間: 令和6年10月21日(月)~10月25日(金)

うち、土日・祝日を除く

質問受付 • 回答

受付期間: 令和6年10月28日(月)~11月1日(金)

回答日:令和6年11月13日(水)



入札参加申請

申請期間:令和6年11月14日(木)~11月22日(金) うち、土日・祝日を除く



入札 明札

令和6年11月28日(木)

入札:午後1時 ~ 午後1時50分

開札:午後2時 ~



契約

令和6年12月17日(火)まで(落札後20日以内)



代金支払、所有権移転等

令和6年12月下旬~1月中旬頃 (契約後20日以内に支払)

# 一般競争入札参加要領

東京都北区が行う一般競争入札による区有財産の売払いに参加される方は、次の各 事項をご承知いただき、入札に参加してください。

# 1 入札により売払う区有財産

#### (1) 土地

| 所 在          | 地目  | 地 積<br>(公簿・実測) |
|--------------|-----|----------------|
| 北区王子本町一丁目4番1 | 宅 地 | 1, 098. 99 m²  |

# (2) 建物 ※解体・撤去対象(住居表示 北区王子本町一丁目4番11号)

| 構造          | 家屋番号  | 延床面積          | 建築年月    |
|-------------|-------|---------------|---------|
| 事務所         |       | 1, 650. 45 m² |         |
| 鉄筋コンクリート造   | 4番1の1 | (建物台帳)        | 昭和36年3月 |
| 陸屋根地下1階付3階建 |       | (建物口版)        |         |

## 2 最低売却価格

### (1) 最低売却価格

金 720,812,007 円

#### (2) 留意事項

- ①入札に付する物件の詳細は、別紙「物件調書」を参考にしてください。本物件は、現況有姿で引き渡しします。本物件に存在する工作物、樹木や残置物等はそのままの引渡しとなります。
- ②なお、別紙「物件調書」は、入札しようとする者(以下「入札参加者」という。)が物件の概要を把握するための参考資料です。本物件の全てを説明したものではありませんので、ご注意ください。別紙「物件調書」の記載内容と現況に相違がある場合、現況を優先します。
- ③落札者は、北区が指定する建物や付帯設備等(以下「建物等」という。)の解体及び撤去を行うことを条件とします。建物等の解体・撤去の対象には、令和6年10月1日現在、本件土地と同一敷地となっている北区王子本町一丁目4番18の土地(以下「緑地帯予定部分」という。)上の存する本件建物の付帯設備等も含みます。

- ④本件土地北側の区道に越境している部分(以下「区道側越境部分」という。) がありますが、北区が道路を整備し、越境を解消いたします。
- ⑤最低売却価格は、本件土地の更地価格から建物等の解体・撤去費相当額を控 除した額とします。
- ⑥本件建物は価値がないものとして扱っております。
- ⑦本物件の詳細及び建物等の解体・撤去内容については、「3 売却条件」、別 紙「物件調書」をご確認ください。

#### 3 売却条件

#### (1) 建物等の解体・撤去

①解体・撤去が条件となる建物等については、次のとおりです。詳細については、別紙「物件調書」及び現地をご確認ください。

| 解体・撤去対象                  | 面積又は数量                    |
|--------------------------|---------------------------|
| 本件建物                     | 延床面積                      |
| (建物の付属物、設備、受水槽・給排水設備、    | 1, 650. 45 m <sup>2</sup> |
| 建物内の備品及び基礎部分も含む)         | 1, 050. 45 m              |
| 本件建物の付帯設備(本件土地及び緑地帯予定部分) | .+                        |
| (機械室、ポンプ室、電柱)            | 一式                        |

- ②解体・撤去が条件となる建物等は、売買契約締結の日から2年以内に落札者 の責任において行うものとします。これに要する一切の費用は落札者の負担 とします。落札者が本件土地の利用計画等により建物の基礎部分等で撤去し ないものがある場合、北区に報告することとします。なお、その撤去しない ものの所有権は落札者に帰属します。
- ③売買契約締結後、引渡しの日から解体・撤去完了までは、本物件の管理責任 は落札者にあるものとし、十分な注意をもって管理を行うものとします。
- ④落札者は建物等の解体・撤去が完了した後、北区に対して、その完了報告を 書面にて行うものとします。
- ⑤建物等の解体・撤去に際して、騒音対策、粉塵対策等の十分な対策を行うも のとします。
- ⑥建物等の解体・撤去にあたっては、近隣住民や通行車両の妨げにならないよ うに対策をし、安全確保を十分に行うものとします。
- ⑦落札者は、建物等の解体・撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとします。

- ⑧落札者は、建物等の解体・撤去及び本件土地の整備に伴い、官公署等との協議、届出が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理するものとする。
- ⑨解体の方法及び解体に伴う処分に関して、関係法令を遵守の上、適正な方法 により解体作業を行うものとします。

#### (2) 町会自治会への加入促進

当該敷地内に、住宅を整備する場合は、町会自治会への加入促進をお願いします。

### 4 入札参加者の資格制限

個人及び法人ともに入札に参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は、 入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の各号の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号の規定に該当する者
- (3)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分を受けている、もしくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員
- (4) 東京都北区暴力団排除条例(平成24年条例第24号)第2条の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者等の規定に該当する者
- (5)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (6) 上記(3)、(4)及び(5)に該当するものから委託を受けた者

#### 5 現場公開

次のとおり、現場公開を行います。希望される方は、事前にお申込みの上、ご参加ください。

#### (1) 公開日時

令和6年10月21日(月)から令和6年10月23日(水) 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く)

## (2) 申込受付

・申込期間: 令和6年10月9日(水)から令和6年10月18日(金)まで 午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

・申込方法:電話による事前申込み

•申 込 先:北区 総務部 契約管財課 管財係

・電話番号:03-3908-8693

#### (3) 留意事項

・参加受付時に、見学日及び時間を指定させていただきます。 また、法人名(個人名)、担当者名、ご連絡先、見学希望人数を確認します。

- ・申込状況によっては、公開日を変更する場合もございます。
- ・見学当日は現地集合とします。
- ・売却条件等入札に係る質問にはお答えいたしません。
- ・壁を削る等、建物等の簡易調査を行いたい場合はご相談ください。
- ・現場公開への参加は任意であり、入札参加の要件ではありません。ただし、 入札参加者は、本物件の現況、本要領(「物件調書」のほか一切の添付書類を 含む。)及び質問の回答に記載された各内容について全て了知しているもの とみなします。

#### 6 資料の閲覧

本物件に関する参考資料等を閲覧することができます。閲覧を希望される方は、事前にお申込みの上、閲覧場所へお越しください。

#### (1) 閲覧期間

令和6年10月21日(月)から令和6年10月25日(金)まで ※土日・祝日を除く

#### (2) 閲覧時間

午前8時30分から午後5時までの次に示す時間帯

- ①午前8時30分~午前10時
- ②午前 10 時 30 分~午前 12 時
- ③午後1時~午後2時30分
- ④午後3時~午後4時30分

#### (3) 閲覧場所

北区 総務部 契約管財課 管財係

 $\overline{1}$ 114-8508 東京都北区王子本町 1 - 2 - 11 (北区役所第二庁舎 3 階)

#### (4) 閲覧可能な資料

- ①土地
- ·全部事項証明書(写)
- 地積測量図(写)
- · 公図 (写)
- · 境界確認書 一式(写)
- ・令和4年 土地利用の履歴等調査報告(一部抜粋)
- ②建物
- •全部事項証明書(写)
- ・昭和35年 設計図書(写 新築工事)
- ・平成3年 設計図書(写 改修工事)
- · 平成 21 年 耐震診断調査報告書

#### (5) 申込方法

- ・申込期間令和6年10月9日(水)から令和6年10月18日(金)まで 午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)
- ・申込方法:電話による事前申込み
- 電話番号: 03-3908-8693

# 7 質問の受付・回答

#### (1) 質問の受付

本物件の内容に関する質問を、本案内書に添付の「質問書(様式1)」により、 FAX又は電子メールにて受付します。受付期間等は次のとおりです。なお、電 話での質問受付はいたしません。

- ・受付期間:令和6年10月28日(月)から令和6年11月1日(金)まで
- ·送 付 先:北区 総務部 契約管財課 管財係
- F A X: 03-3908-1109
- ・電子メール: keiyakukanzai-ka@city. kita. lg. jp

#### (2) 質問への回答

FAX又は電子メールにて回答します。なお、北区公式ホームページ上にて全質問・回答を後日公開いたします。

·回答日:令和6年11月13日(水)

#### (3) 留意事項

次に掲げる質問には回答をしない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ①法令等により公表することが適当でないもの。
- ②他者の入札参加を妨害するおそれがあるもの。

- ③公序良俗に反するもの。
- ④質問内容の判読が著しく困難なもの。
- ⑤単なる意見表明その他質問であると解されないもの。
- ⑥そのほか、北区が、質問として不適当である又は回答することが不適当であると認めるもの。

#### 8 入札参加申請

入札に参加を希望する方は入札参加申請書等を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。次の内容をご確認いただき、提出書類を提出先まで直接持参してください。また、各種事項(物件調書等を含む)に記載された内容や質問の回答について、全て了知しているものとします。

## (1)申請期間

令和6年11月14日(木)から令和6年11月22日(金)まで

※十日・祝日を除く

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)

## (2)提出書類

法人と個人とでは提出書類が一部異なりますので、ご注意ください。入札参加申請書等は、様式集から印刷して使用してください。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

|   | 提出書類               | 法人         | 個人         | 部数 |
|---|--------------------|------------|------------|----|
| ア | 入札参加申請書(様式2)       | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 2  |
| イ | 本人確認書類の写し又は住民票     |            | $\circ$    | 1  |
| ウ | 誓約書(様式3)           | 0          | 0          | 1  |
| エ | 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) | 0          |            | 1  |
| オ | 確定申告書(写)           |            | $\circ$    | 1  |
| カ | 印鑑証明書              | 0          | 0          | 1  |
| キ | ご担当者の名刺            | 0          |            | 1  |

※イ(住民票の場合)・エ・カは、発行後3ヶ月以内の原本とします。オは、最新のものとします。

※イ(本人確認書類の写し)は、運転免許証、マイナンバーカード等、氏名、住 所が確認できる面の写しを提出してください。

※提出書類等の押印にはカ「印鑑証明書」に登録された実印をご使用ください。

#### (3)提出先

北区 総務部 契約管財課 管財係

〒114-8508 東京都北区王子本町1-2-11 (北区役所第二庁舎3階)

#### (4)入札参加の辞退について

入札参加申請書を提出した後に参加を辞退する場合は、入札参加辞退届(様式4)を提出先までご提出ください。参加辞退の申し出は、入札書の投函受付時間終了まで受付します。なお、入札書を投函した方は、辞退できません。

## 9 入札参加資格の確認等

上記 8 (2) の提出書類により入札参加資格の有無を確認します。

- ※上記 8 (2) アの「入札参加申請書」は2部作成してください。そのうち、受付 印を押印したものを1部返却します。受付印押印済みの入札参加申請書を、入札 当日に必ず持参してください。
- ※受付後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。 ※入札参加申請の受付時に、入札保証金の納付書等をお渡しします。

#### 10 入札・開札の日時及び場所

(1)入札日

令和6年11月28日(木)

(2)入札場所

北区役所 第二庁舎 3階 総務部 契約管財課 管財係窓口

(3) 開札場所

北区役所 第一庁舎 5階 152会議室

(4) 当日の手続き

入札保証金の納付・入札書の投函受付 午後1時から午後1時50分まで 開札 午後2時から

#### (5) 留意事項

- ・入札日の投函受付時間内に、受付印押印済みの入札参加申請書と入札に必要な書類等を持参し、入札手続きを済ませてください。終了時間までに受付を済ませられない場合は、入札に参加することはできません。
- ・入札保証金の納付後は速やかに入札してください。

#### 11 入札に必要なもの

入札当日は次のものを持参してください。参加申請時にお渡ししたもの以外で必要となる書類は、様式集から印刷してください。

#### (1)入札参加者本人による入札

- ①受付印押印済みの入札参加申請書
- ②入札書(様式6)
  - ・金額欄の訂正は認めません。当日は予備をご用意ください。

- ・入札書の作成方法については別紙「当日の流れ、入札書等の記載方法について」をご参照ください。
- ③入札保証金の納付書(三連符)
  - ・詳細は、「12 入札保証金」をご確認ください。
- ④入札保証金用の金融機関振出の預金小切手
- ⑤収入印紙 (券面金額 200 円)
  - ・入札保証金を返還するとき、その領収証書に貼付していただきます。ただ し、印紙税法上の非課税の法人及び個人で営業に関しない者の場合は、必 要ありません。

#### **⑥**印鑑

- ・入札書及び入札保証金返還用の領収証書等に押印いただきますので、上記 8(2)カの「印鑑証明書」に登録された印鑑(実印)をご持参ください。
- ・実印を持参できない場合は、入札書、入札保証金納付書(三連符)及び裏面の入札保証金返還用の領収証書に、あらかじめ入札参加者の実印を押印して持参してください。なお、収入印紙への消印については、使者等入札当日に会場に来られる方の印鑑(スタンパー印は不可)によることができます。

# (2) 代理人による入札

- ①委任状(様式5)
- ②受付印押印済みの入札参加申請書
- ③入札書(様式6)
  - ・金額欄の訂正は認めません。当日は予備をご用意ください。
  - ・入札書の記入方法については別紙「当日の流れ、入札書等の記載方法について」をご参照ください。
- ④入札保証金の納付書(三連符)
  - ・詳細は、「12 入札保証金」をご確認ください。
- ⑤入札保証金用の金融機関振出の預金小切手
- ⑥収入印紙 (券面金額 200 円)
  - ・入札保証金を返還するとき、その領収証書に貼付していただきます。ただ し、印紙税法上の非課税の法人及び個人で営業に関しない者の場合は、必 要ありません。
- (7)代理人の印鑑(認印は可。スタンパー印は不可)
  - ・入札書及び入札保証金返還用の領収証書等に押印いただきますので、委任 状に押印した印鑑をご持参ください。

#### ※使者と代理人の違い

使者とは、入札参加者本人に代わって、入札参加者名義の入札書等、入札に 必要なものを単に持参して入札会場に来られる人を指します。いわゆる従業員 の方です。この場合、入札会場に入札参加者本人が来ていなくても、入札参加 者が入札行為を行ったとみなします。よって、入札書、入札保証金納付書等に は、入札参加者の印鑑(実印)を押印いただきます。

代理人とは、入札参加者の入札行為を代理する者です。委任状により、入札 参加者から入札及びこれに付帯する一切の権限を委任された人を指します。こ の場合、入札書、入札保証金納付書等には、代理人の住所・氏名の記載と代理 人の印鑑を押印いただきます。

#### 12 入札保証金

#### (1) 納付について

入札当日の受付時間内に、次に定める銀行振出小切手で、北区の発行する入札 保証金納付書により、受付場所にて納付しなければなりません。

## (2)銀行振出小切手

全国の区域の金融機関が振り出した小切手(振出の日から起算して7日を経過していない小切手)とします。

#### (3)入札保証金の額

各自が見積もった入札価格の100分の3以上の額(1円未満切り上げ)です。

#### (4) 返環•充当

- ・落札者以外の入札者には、開札後、入札保証金納付書の領収証書と引換えに 入札保証金を返還します。
- ・落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金に振り替えます。 ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の 一部に充当します。入札保証金を契約保証金に振り替える場合に入札保証金 の金額が契約保証金の金額に満たないときは、その差額を納付しなければな りません。

#### (5) 利息

納付された入札保証金には、利息を付しません。

#### (6)入札保証金の没収

落札者が契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付 した入札保証金は、北区に帰属することになります。

## 13 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、本物件の入札価格です。 最低売却価格については、「2 最低売却価格」をご覧ください。

# 14 入札の方法

入札は代理人に行わせることができます。「11 入札に必要なもの」をご確認いただき、代理人に入札受付の際に必要なものを提出させてください。

なお、入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。

#### (1)入札書の記入

- ・入札書の記入方法については別紙「当日の流れ、入札書等の記載方法について」をご参照ください。
- ・必要事項を記入した入札書を入札用封筒に入れて、所定の入札箱に投函してください。入札用封筒は各自でご用意いただき、定型封筒 長形3型の封筒をご使用ください。

#### (2) 開札の立会い

・開札は入札者立会いのもとで行います。入札者が開札に立ち会わないときは 当該入札に関係のない北区職員を立ち会わせます。この場合、入札者は異議 を申し立てることができません。

#### (3) その他

- ・提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- ・入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入 札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

#### 15 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に満たない者のした入札
- (3) 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に記名、押印のない入札
- (4) 2 通以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札書の金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 入札に関し不正行為のあった者の入札
- (8) 最低売却価格に達しない金額による入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、本要領で定めた事項に違反した者の入札

#### 16 落札者の決定

北区が設定した最低売却価格以上の最高金額の入札者を落札者とします。

ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに 当該入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。この場合、当該入札者は くじ引きを辞退することができません。

なお、入札の結果については、その内容(入札者名、入札価格、落札者、落札価格等)を開札後に北区ホームページ上にて公表します。法人が行った入札は、商号及び入札金額を公表します。個人が行った入札は「個人」であること(氏名の公表はしません)、及び入札金額を公表します。

# 17 契約等に関する説明

落札者決定後、契約等に関する説明を行います。

#### 18 契約の締結

落札者は、添付の契約書により落札日より 20 日以内に契約の締結をしていただきます。

なお、契約の締結期限までに契約を締結しなかった場合は、落札は無効となり、 入札保証金は返還いたしません。

# 19 契約の決定

契約は、北区が落札者とともに契約書に記名押印した時に確定します。

#### 20 契約保証金

落札者は契約締結時までに、契約金額の 100 分の 10 以上 (1円未満切り上げ) の契約保証金を北区の指定する方法により納付しなければなりません。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。 なお、契約保証金はその受け入れ期間について利息は付けません。

## 21 売買代金の支払

売買代金について、契約締結と同時に全額を一括してお支払いいただくか、契約締結時までに契約保証金を納付した上で残金を契約締結の日から起算して 20 日以内に北区の指定する方法により納入していただきます。

なお、支払期限までに残りの売買代金が納付されなかった時は、北区は契約を解除する場合があります。この場合、契約保証金は返還いたしません。

## 22 所有権の移転等

所有権の移転等については、次のとおりです。

#### (1) 所有権の移転時期及び引渡し

売買代金の全額が支払われたときに所有権が移転するものとし、同時に本物件 の引渡しがあったものとします。原則として、現地での引渡しは行いません。

### (2) 所有権の移転登記等

本件土地の所有権移転登記の手続きについて、本件土地の引渡し後、落札者の請求があった場合、北区が行います。

なお、本件建物は解体条件を付しているため、所有権移転登記は行わず、落札 者が解体した後、北区により建物滅失登記を行います。

登記手続きにかかる一切の費用は落札者が負担するものとします。

## (3) 本物件の関係書類等の引継ぎ

本物件の関係書類等については、本物件の所有権移転後(代金納入後)に引き継ぐものとします。

## 23 費用負担

売買契約書に貼付する収入印紙及び不動産登記に要する登録免許税等、当該売買 契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

#### 24 契約に付する条件

「区有財産売買契約書(案)」のとおりです。あらかじめ契約条文を確認し、その 内容をご承諾の上、入札に参加してください。

#### 25 違約金の徴収

落札者が本要領に定める義務に違反したときは、売買代金の 100 分の 30 に相当する金額を違約金として、北区に支払わなければなりません。

#### 26 その他

情報公開請求があった場合には、今回の売払いに関する文書は公開の対象となります。

# 物件調書

物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。また、公図、全部事項証明書等についても、必要に応じて、自ら取得、閲覧等を行ってください。

当該物件は許可なく敷地内に立ち入ることができません。

本調書は事前説明のために令和6年10月1日現在の状況について作成したものであり、契約時には異なる内容となる可能性があります。

また、本調書の記載内容が現況と相違している場合、現況を優先します。

案内図は、現況と異なる場合があり、表示されている名称等については、これを特定するものではありません。

◆◇問合せ先◇◆東京都北区総務部契約管財課管財係 北区役所 第二庁舎 3 階 〒114-8508 東京都北区王子本町 1-2-11 電話番号 03 (3908) 8693 (直) 電子メール keiyakukanzai-ka@city.kita.lg.jp

#### 720, 812, 007 円 最低売却価格 北区王子本町一丁目4番1 所在地 住居表示 北区王子本町一丁目4番11号 宅地(現況・公簿) 地目 1,098.99 m<sup>2</sup> (実測・公簿) 地積 接面道路の状況 北側:幅員約8mの舗装道路 (特別区道北1001号) 都市計画区域 市街化区域 用途地域 第1種中高層住居専用地域 建ペい率 60% 法令等に 300% 容 積 率 基づく制限 防火指定 準防火地域 高度制限 第3種高度地区 その他 日影規制 4 h: 2.5h (測定面 4 m) 私道負担 無 負担の内容 私道の負担等に関する事項 道路後退 無 負担の内容 接面道路配線 有 電気 上水道 接面道路配管 有 供給処理施設の概要 下水道 接面道路配管 有 ガス 接面道路配管 有 鉄道等 JR京浜東北本線等「王子」駅 西方約 430m 交通機関 (道路距離) 北区役所第一庁舎 約 80m 公共施設等 王子区民事務所 約 160m (物件からの概算距離) 区立王子第二小学校 約 550m 区立王子桜中学校 約1,100m 家屋番号 4番1の1 事務所建・鉄筋コンクリート造 用途・構造 陸屋根地下1階付3階建 解体・撤去条 件となる建物 1,650.45 m<sup>2</sup> (延床面積:建物台帳) 建築面積 ※1,566.94 m (延床面積:公簿)

昭和36年3月建築

建築時期

|       |       | 確認申請書                            | 無                     |  |  |  |  |  |
|-------|-------|----------------------------------|-----------------------|--|--|--|--|--|
|       |       | 許可通知書                            | 有(浄化槽)                |  |  |  |  |  |
|       |       | 計画通知書                            | 有(昇降機)                |  |  |  |  |  |
|       | 設計図書、 | 確 認 済 証                          | 有(電灯、動力、暖房、浄化槽、給排水)   |  |  |  |  |  |
|       | 点検記録等 | 検 査 済 証                          | 有(昇降機)                |  |  |  |  |  |
|       | の保存状況 | 建設住宅性能評価                         | 無                     |  |  |  |  |  |
|       |       | 定期調査報告書                          | 無                     |  |  |  |  |  |
|       |       | 石綿調査報告書                          | 無 (未実施)               |  |  |  |  |  |
|       |       | 耐震診断調査報告書                        | 有(平成21年3月、平成8年5月)     |  |  |  |  |  |
| 解体・撤去 | 条件となる | ・緑地帯予定部分の                        | 上に存する本件建物の付帯設備 一式     |  |  |  |  |  |
| 主なコ   | 匚作物   | (機械室、ポンプ室、電柱)                    |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | · 土地利用履歴調査(                      | の結果、土壌汚染のおそれはないものと判断し |  |  |  |  |  |
|       |       | ています。(令和4年                       | 6月 調査実施)              |  |  |  |  |  |
|       |       | ・地質調査報告書は、昭和35年7月に実施しております。      |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | ・埋設物調査は実施しておりません。                |                       |  |  |  |  |  |
|       | 土地    | ・本件土地北側の区道に越境している部分は区が対応いたします。   |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | ・「北区土砂災害ハザードマップ(令和4年2月)」によれば、対象  |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | 地周辺は、土砂災害(特別)警戒区域には該当しません。       |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | ・「東京都北区洪水ハザードマップ(令和4年4月)」によれば、石  |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | 神井川が氾濫した場                        | 合に、対象地周辺の想定最大規模の浸水深は  |  |  |  |  |  |
|       |       | 0.5m未満です。                        |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | ・「高潮ハザードマップ(令和4年4月)」によれば、対象地周辺は、 |                       |  |  |  |  |  |
| 参考事項  |       | 高潮による浸水被害が想定されません。               |                       |  |  |  |  |  |
| 少行手供  |       | ・平成 29 年度まで北区役所第四庁舎として使用し、その後は北区 |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | が閉鎖管理しています。                      |                       |  |  |  |  |  |
|       | 建物    | ・建物内物品類は、現況有姿での引渡しとします。          |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | ・関係書類等は、所有権移転と同時に引渡すものとします。      |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | ・ねずみ等の生息調                        | 査や駆除等の衛生対策は行っておりません。  |  |  |  |  |  |
|       |       | ・敷地内にフェンス、                       | 、柵等が設置されていますが、現況有姿での引 |  |  |  |  |  |
|       |       | 渡しです。                            |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | ・本件土地及び花壇等                       | 等に植樹されている樹木も現況有姿での引渡し |  |  |  |  |  |
|       | 工作物   | です。                              |                       |  |  |  |  |  |
|       |       | ・本件土地内南側に                        | 電柱がありますが、現在使用していません。  |  |  |  |  |  |
|       |       | ・本件土地及び建物に                       | 内に存する全ての工作物、什器・備品等の残置 |  |  |  |  |  |
|       |       | 物も全て現況有姿での                       | の引渡しです。               |  |  |  |  |  |

# 案内図 (広域)

別紙1-1



# 案内図(詳細)

別紙1-2



# 土地

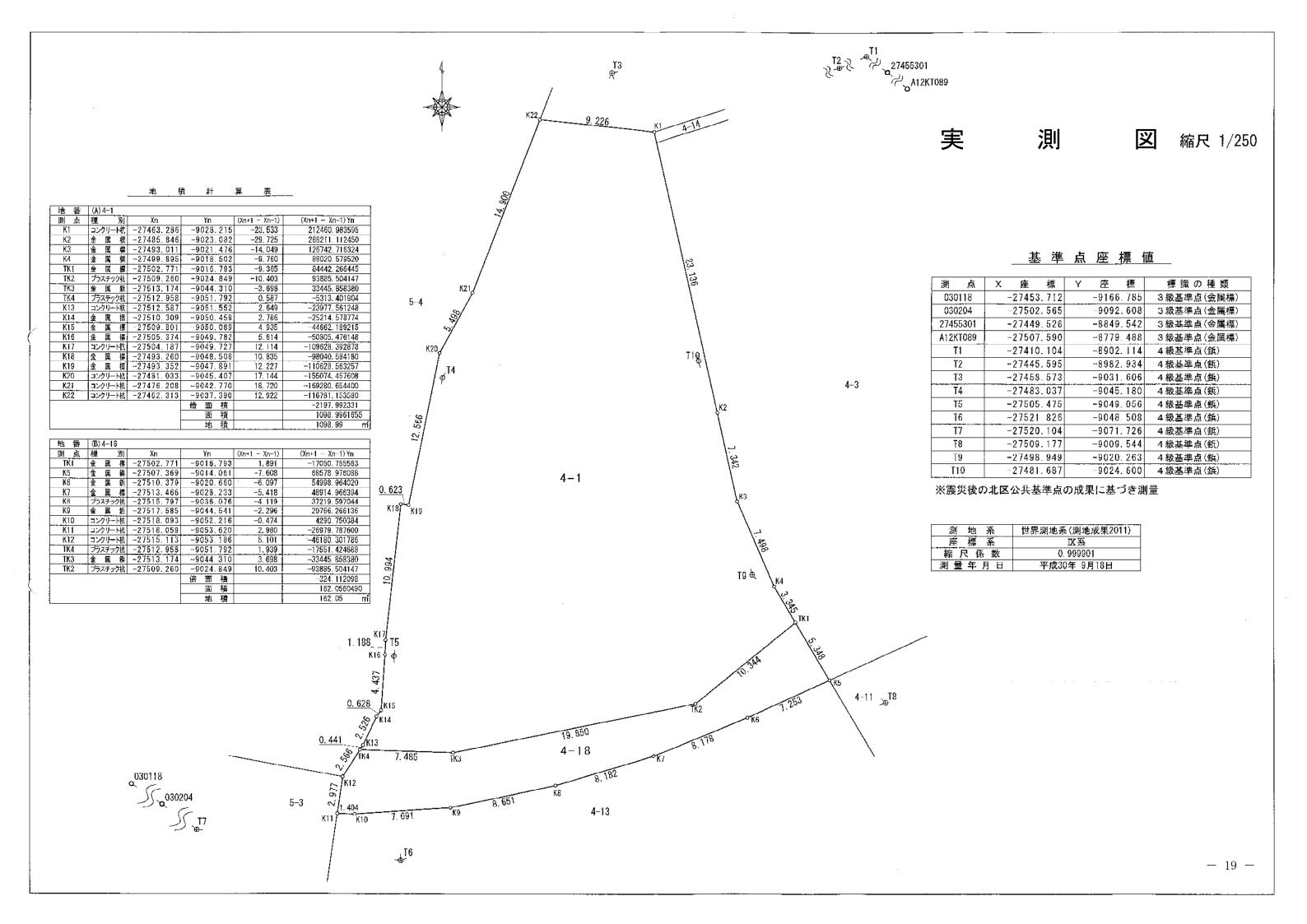
・実測図

# 建物

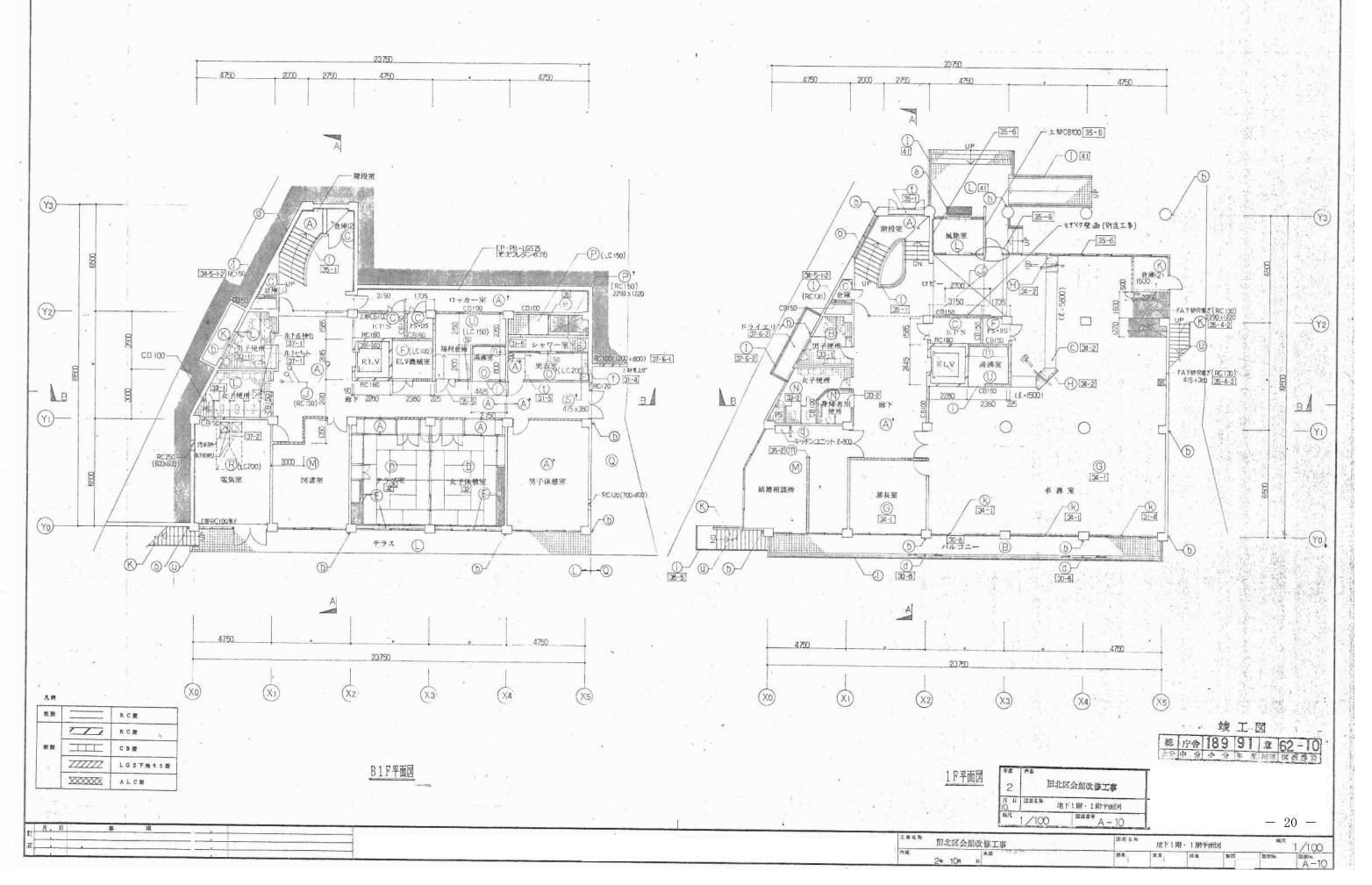
- 平面図
- 立面図
- 断面図

# 工作物

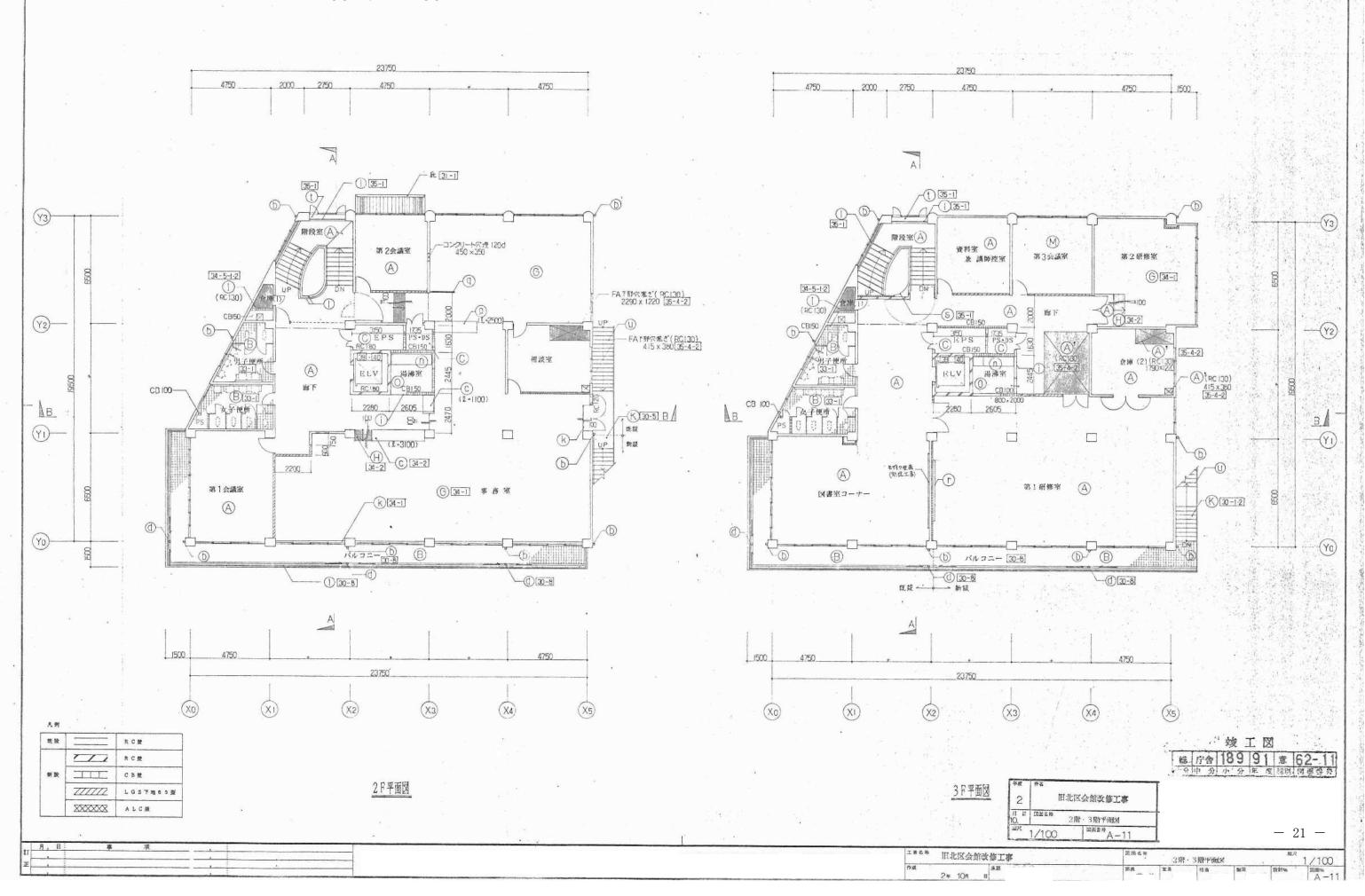
- 位置図
- 詳細図
- 樹木配置図



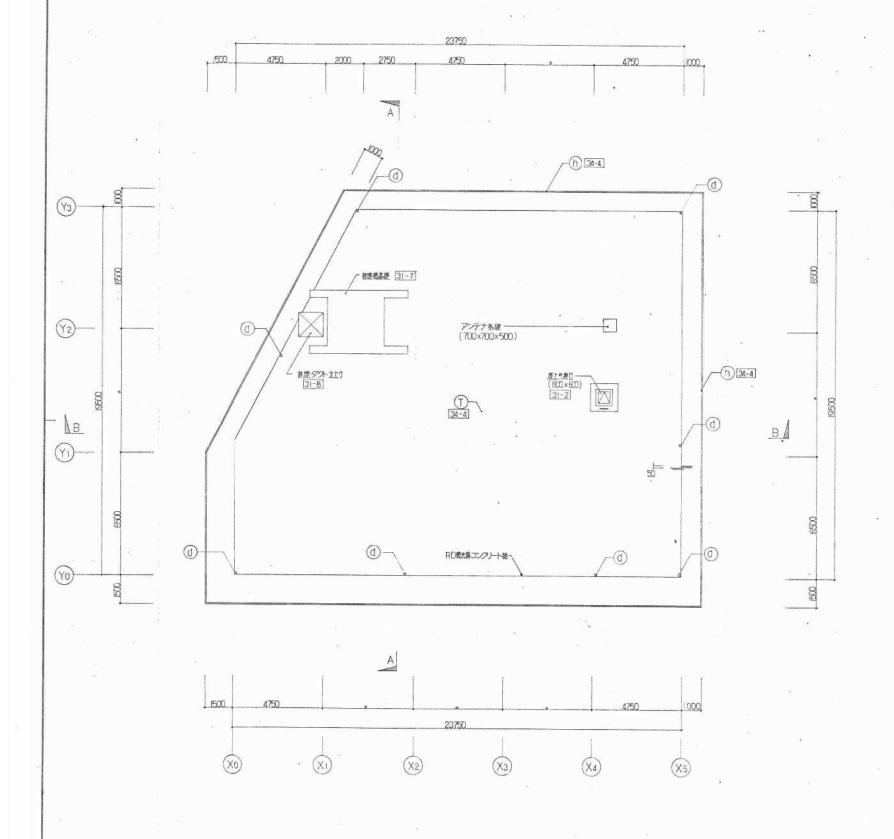
# 平 面 図(地下1階、1階)



# 平面図(2階、3階)



# 平 面 図 (屋上)



RF平面図

| 記号   | 仕上                    |
|------|-----------------------|
| (A)  | VT-(M)                |
| (A)' | VT-M                  |
| B    | 150丁一 M - LC-ウレタン連布防水 |
| (C)  | (M)                   |
| 0    | タタミーネずフォームー 街鳥M       |
| (E)  | フローリングー 朴造下地          |
| Ð    | M-LC                  |
| (G)  | ピニールタイル・FA・樹脂M        |
| (H)  | ノンスリップ後尺シートーS         |
| 0    | M-RC                  |
| 0    | ピニールタイルーM-RC          |
| (K)  | P5M                   |
| 0    | 150T-M-RC             |
| M    | カーペットタインレー(M)         |
| (8)  | ISJT-M-ウレタン塗御成札       |
| 0    | ERET-160-1-(M)        |
| 0,   | 長尺ピー・バジートー M・         |
| (P)  | I50T-M-LC             |
| P'   | 150T - M - LC - RC150 |
| 0    | MM - 土借コンクリート         |
| (R)  | 防座垄断一M一LC             |
| (\$) | ノンストップモアシート-M-LC      |
| (S)" | ルスリップをピッート-M-LC-RC150 |
| 0    | A的末一期然在一(的M)          |
| 0    | LVS-M-LCI00           |

| 足 5 | 往上 .                |
|-----|---------------------|
| (3) | ステンレス製を拭きマット        |
| 1   | ¥4LVPIOO*           |
| 0   | ハイカウンター(既製品)        |
| 1   | ルーフト"レイン1009月       |
| (e) | パーテーション(FRP教)       |
| 1   | 不製脫衣鄉               |
| 8   | ステンレスグレーチング"        |
| (h) | 防水押之を物(既發品)         |
| 1   | 是可全部 SUS 304 FB6x30 |
| 0   | 飲物用ピット              |
| (R) | ステンレス製上り極           |
| 0   | ステンレス製作機            |
| (1) | ステンレス製見り全物          |
| 1   | えば                  |
| 0   | ステンレス製ノンスリップ体物      |
| (P) | ローカウンター(従来品)        |
| (1) | パーテーション             |
| 0   | 無板(3600 x 1000)     |
| (3) | ステンレスカバー            |
| 1   | テラソープロック            |
| 0   | ノンスリップタイル           |

(特記) 既存モルタルの上に(ビニールタイル 展尺ビニールシート)を貼る場合は、セルフレベリングの上貼る。 M:モルタル全面塗り直し。 (M): 既存モルタル20%塗り直しの上、全面樹脂モルタル塗りとする。

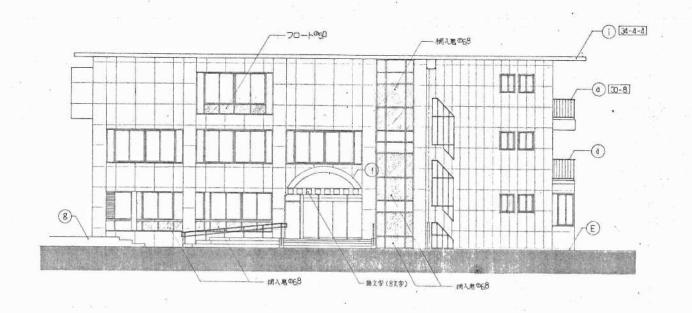
| R C  | 鉄筋コンクリート   | S     | 鉄骨下地・鋼製         |
|------|------------|-------|-----------------|
| L. C | 軽量コンクリート   | R D   | ルーフドレイン         |
| C B  | コンクリートブロック | F A   | フリーアクセス床        |
| A防水  | アスファルト防水   | V T   | ビニールタイル         |
| М    | モルタル .     | NSVS  | ノンスリッア長尺ビニールシート |
| 防 M  | 防水モルタル     | LVS   | 長尺ビニールシート       |
| 樹脂M  | 樹脂モルタル     | -CPT- | カーペットタイル        |
| 150T | 150角タイル    |       |                 |

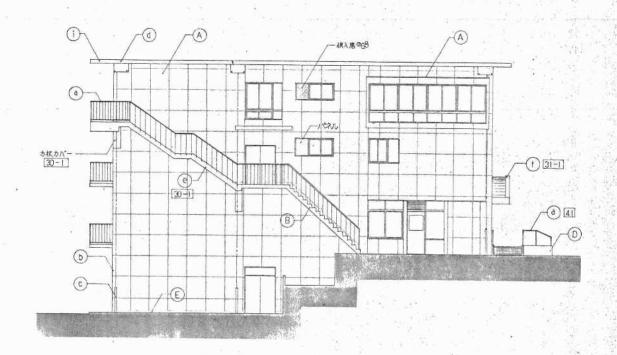
坡 F含 189 91 章 62-12 19中分小分生 原规则网面等分

| 7. B 正言語 R勝平面図 |      | 旧北       | 区会館改修工事 |
|----------------|------|----------|---------|
| Q. R幣平面図       | /1 B | 1747.5.6 |         |
|                | 10.  | R牌       | Protei  |

**-** 22 **-**

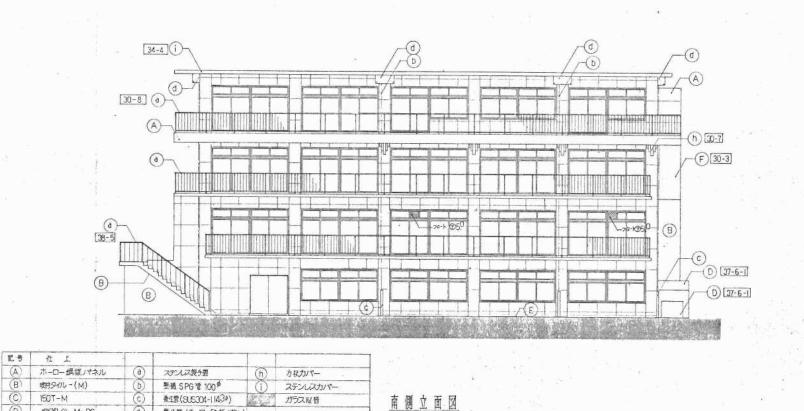
# 立面 义

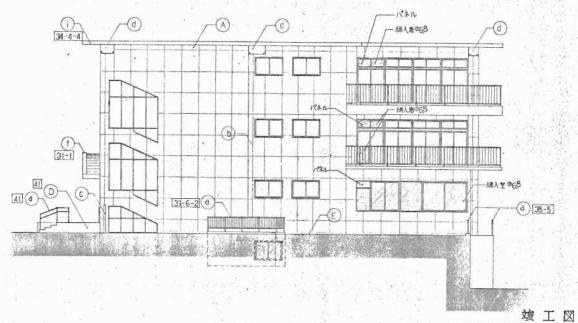




北側立面図

東側立面図





総 庁舎 189 91 意 62-13 大分中 分 小 分 年 医 研別 医 音 5

西侧立面図

旧北区会館改修工事 □ 四百百分 A - 13

-23-

田北区会館改修工事

1/100

##19-1/U-M-RC

御総石H=100 ◎30

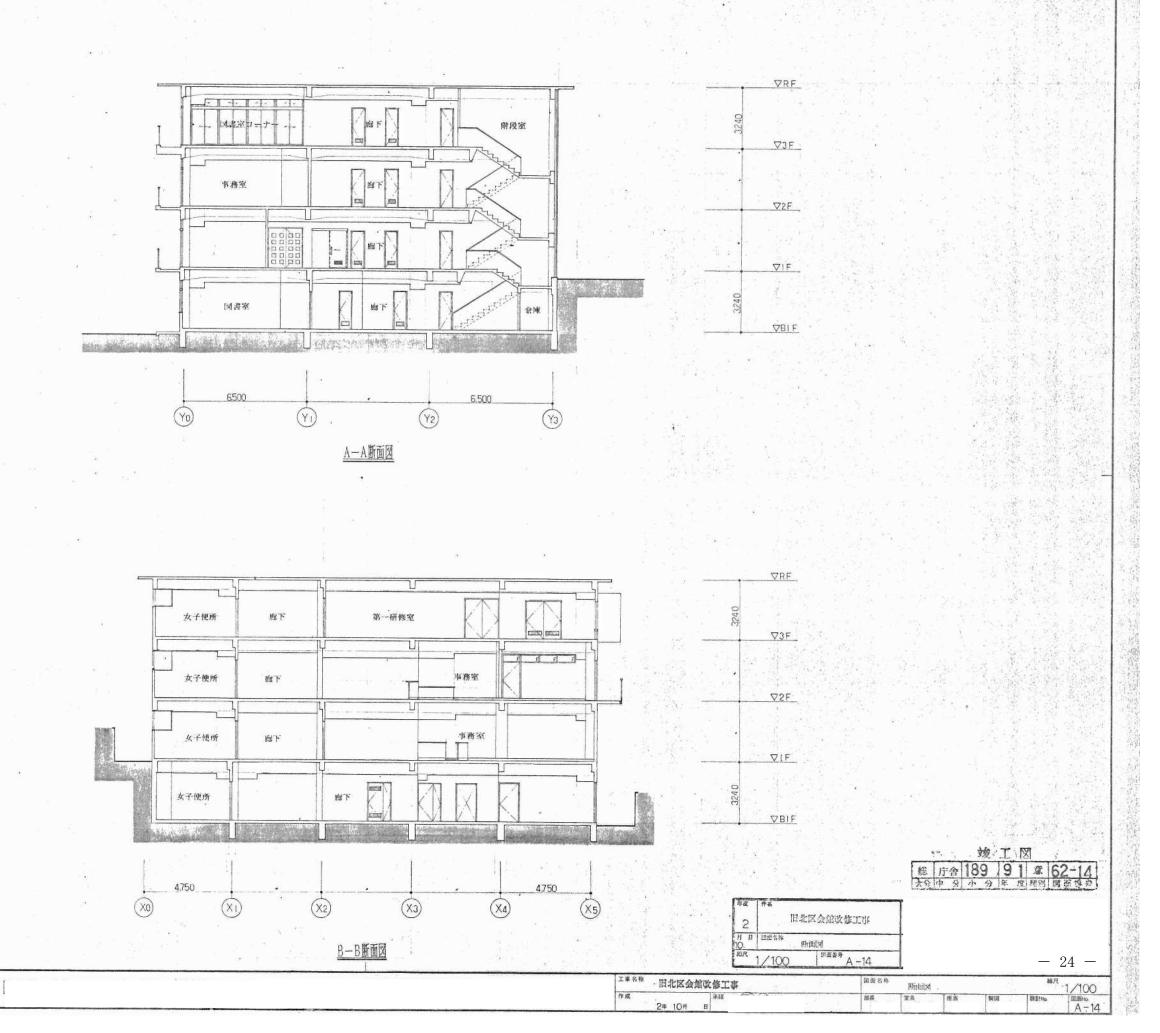
吹付タイルーFS-LGS

(d) 新り掛(オ (e) 依片皆段

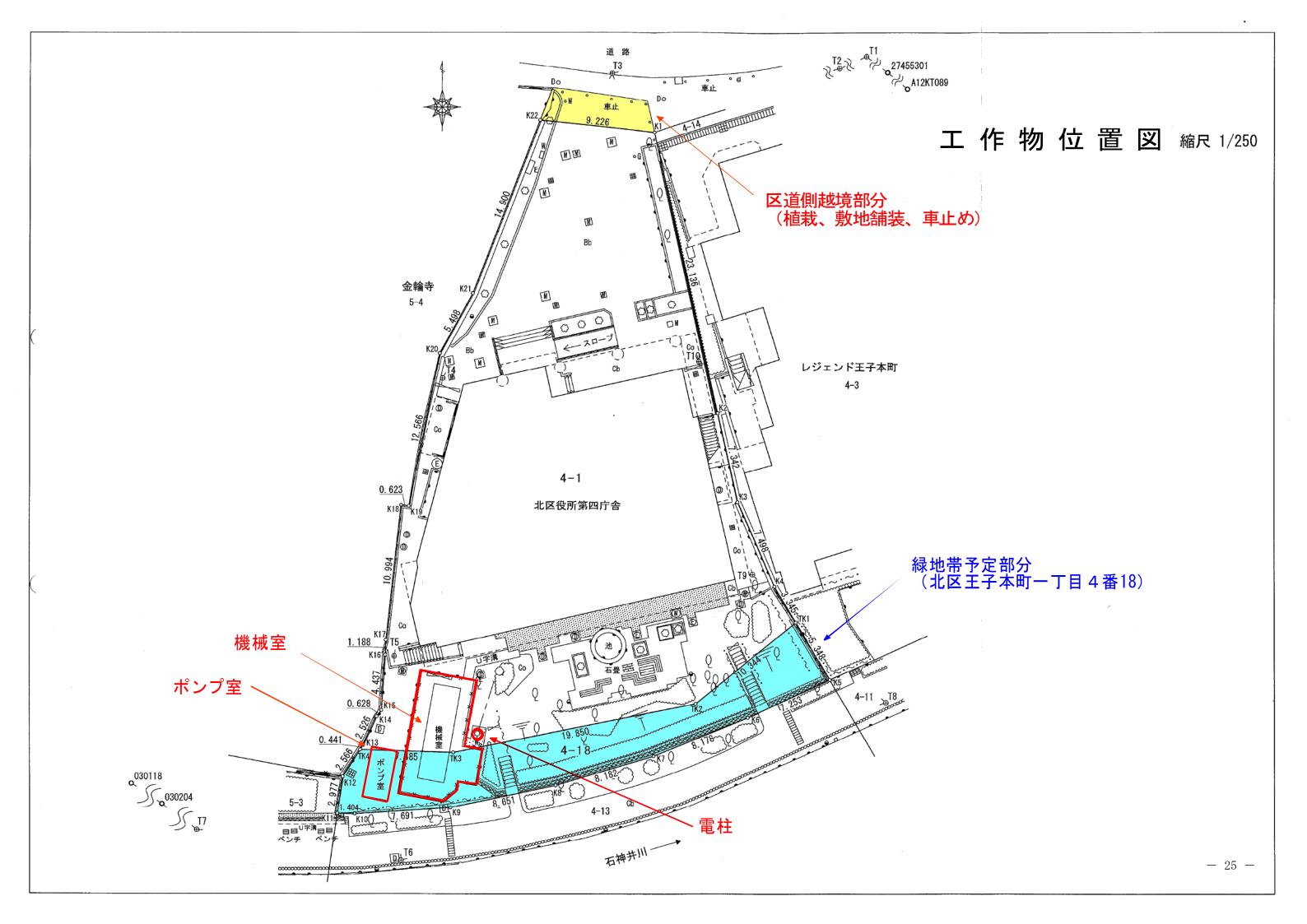
8) 花盤

飾り桝 (ホーロー鉄板パネル)

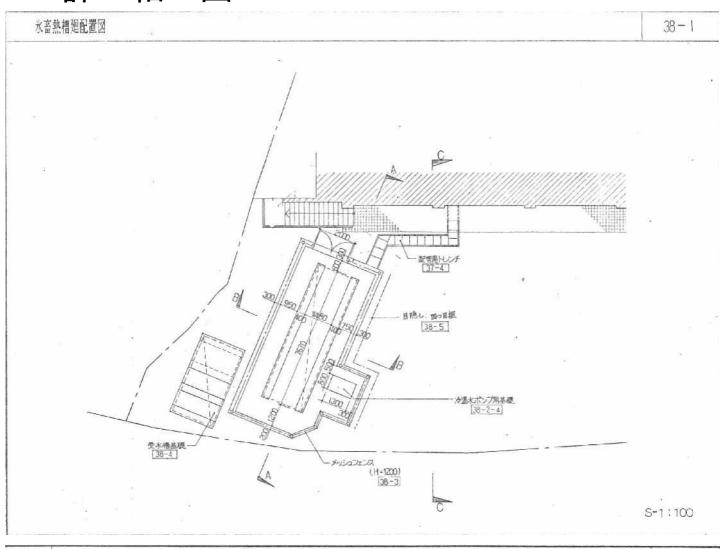
# 断面図

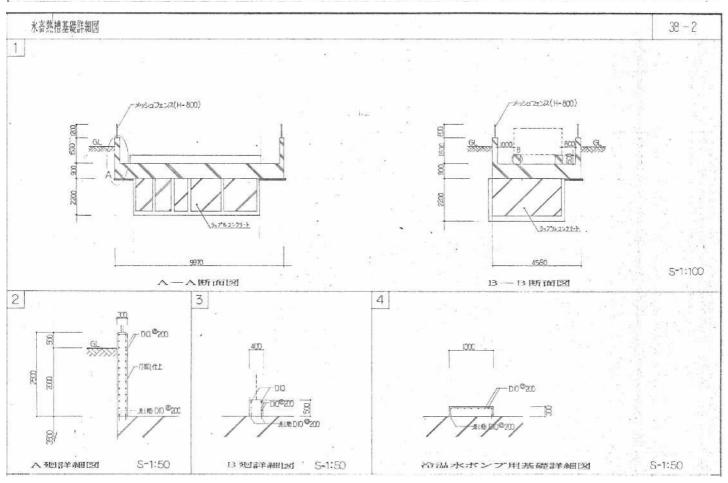


THE WORLD TO THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH

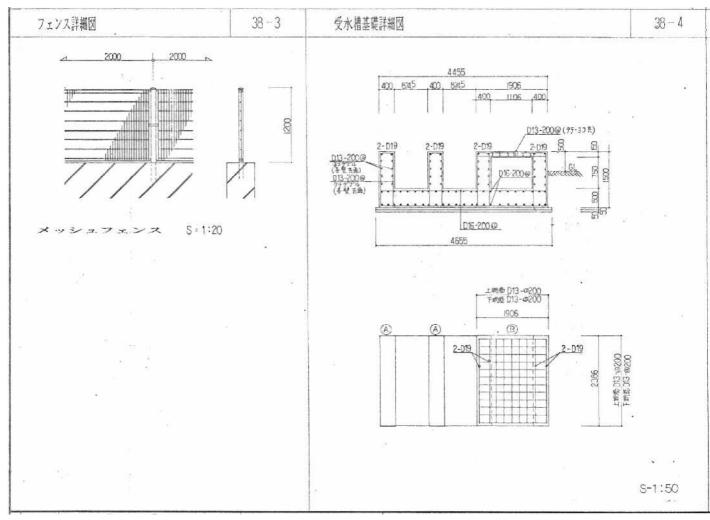


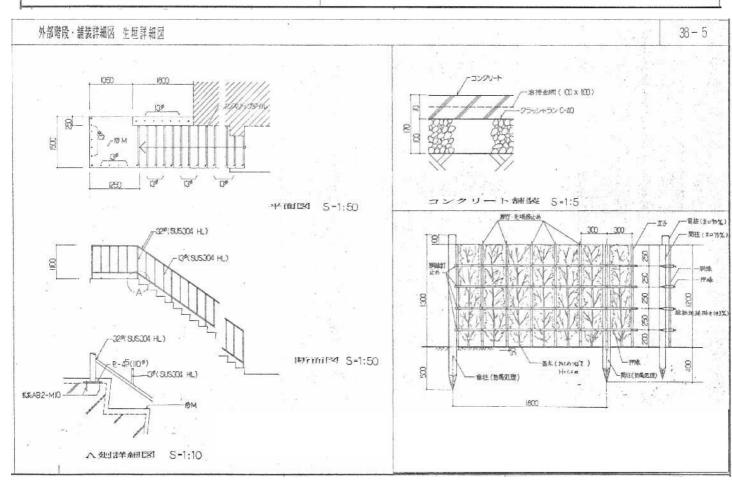
# 詳細図 1

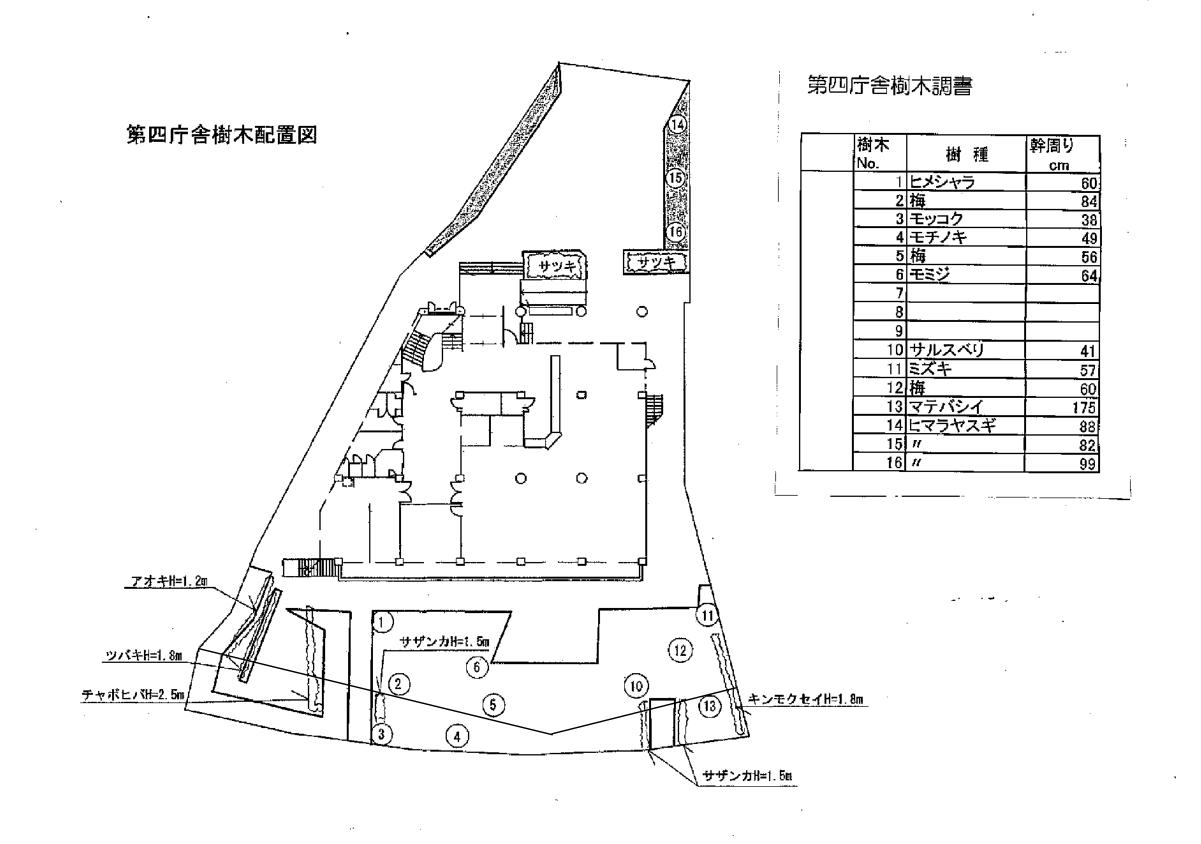




# 詳細図2







# 区有財産売買契約書(案)

売主 東京都北区 を甲とし、買主 *(落札者)* を乙として、甲乙間において、次の 条項により、区有財産の売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### (信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

#### (売買物件及び売買代金)

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地(以下「本件土地」という。)及び建物 (以下「本件建物」といい、これと本件土地を総称して「本物件」という。)を、金 (落札金額)円(うち、建物代金は0円)をもって乙に売り渡す。ただし、本記載 の数量と現況が一致しない場合は、現況を優先とする。

| 区分 | 所 在<br>(住居表示)                    | 地目  | 地 積<br>(公簿・実測) |
|----|----------------------------------|-----|----------------|
| 土地 | 北区王子本町一丁目4番1<br>(北区王子本町一丁目4番11号) | 宅 地 | 1, 098. 99 m²  |

| 区分       | 所 在               | 家屋番号  | 種類・構造                            | 延床面積   | 建築年月       |
|----------|-------------------|-------|----------------------------------|--|------------|
| 建物(解体撤去) | 北区王子本町一丁目<br>4番地1 | 4番1の1 | 事務所・<br>鉄筋コンクリート造<br>陸屋根地下1階付3階建 | 1,650.45 m <sup>2</sup><br>(台帳面積)<br>1,566.94 m <sup>2</sup><br>(登記面積) | 昭和 36 年 3月 |

#### (現況有姿)

第3条 甲は、本物件を現況有姿のまま乙に売り渡す。なお、本件土地に存在する工作物、立木や残置物等も含まれるものとする。

(契約保証金) ※契約時に一括して代金を納める場合は、この条文を削除し、次条以下の条文を繰り上げます。

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金*(落札金額の10%以上(円 未満切り上げ)*円を甲の指定する方法により、その指定場所において納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金のうち、金 *(納入済の入札保証金)* 円は入札保証金より充当するものとする。
- 3 第1項の契約保証金には利息は付さないものとする。
- 4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を 売買代金に充当するものとする。
- 5 第1項に定める契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、本契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わない。

(売買代金の支払い) ※契約時に一括して代金を納める場合は、この条文を削除します。 第5条 乙は、第2条の売買代金のうち第4条第1項に定める契約保証金を除いた金 (落札金額-契約保証金) 円を、甲の指定する方法により、その指定期日までに、 その指定する場所において支払わなければならない。

(売買代金の支払い) ※契約時までに契約保証金を納める場合は、この条文を削除します。 第5条 乙は、第2条の売買代金を本契約締結と同時に、甲の指定する方法により、 その指定する場所において支払わなければならない。

2 第2条の売買代金のうち、金 *(納入済の入札保証金)* 円は、入札保証金より充当する。

#### (遅延損害金)

第6条 乙は、第5条の売買代金の支払いをその支払期日までに行わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該代金の金額につき、年14.6%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を支払う。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

# (所有権の移転及び物件の引渡し)

- 第7条 本物件の所有権は、乙が第5条に定める売買代金(前条の延滞金がある場合は、これを含む。)の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。
- 2 本物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し、現況のまま引渡しがあったものとする。

#### (所有権移転登記)

- 第8条 前条第1項の規定により本物件の所有権が移転した後、乙が甲に対し、本件 土地の所有権の移転登記を請求する場合、甲は、その請求により、遅滞なく所有権 の移転登記を嘱託するものとする。
- 2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

3 本件建物については、第9条第6項の規定により滅失登記を行うため、所有権移 転登記の嘱託は行わないこととする。

#### (建物及び工作物等の解体及び撤去)

- 第9条 乙は、第7条の規定による所有権移転の日から起算して2年以内に、次の各号に掲げる建物や工作物等(以下、「建物等」という。)の解体及び撤去しなければならない。
  - 一 本件建物 (建物の付属物、設備、受水槽・給排水設備、建物内の備品及び基礎 部分も含む)
  - 二 本件土地及び甲所有地 北区王子本町一丁目4番18(以下、「緑地帯予定部分」 という。)の上に存する本件建物の付帯設備(電柱、機械室、ポンプ室)
- 2 乙が、本件土地の利用計画等により、前項第1号のうち撤去しないものがある場合、甲は協議に応じるものとする。
- 3 同条第1項に要する一切の費用は乙の負担とする。
- 4 乙は、本物件の引渡し後、本物件の管理責任を負うものとし、解体及び撤去が完 了するまで、十分な注意をもって本物件の管理を行うものとする。
- 5 乙は、建物等の解体及び撤去が完了した後、速やかに甲に書面にて報告するものとする。
- 6 甲は、前項による報告を受けたとき、現地確認等を行い、速やかに本件建物の滅 失登記を嘱託するものとする。
- 7 乙は、建物等の解体及び撤去を行うにあたって、騒音対策や粉塵対策等、十分な対策を講じるものとする。
- 8 乙は、建物等の解体及び撤去にあたっては、近隣住民や通行車両の妨げにならないように対策し、安全確保を十分に行うものとする。
- 9 乙は、建物等の解体及び撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに第三者に損害を与えた場合は、その責を負うものとする。

#### (緑地帯予定部分の整備)

- 第 10 条 乙は、前条第 1 項第 2 号の撤去後、緑地帯予定部分に土留め等の整備が必要となった場合、甲に指示を受け、対応することとする。
- 2 乙は、本件土地の利用計画により、緑地帯予定部分の整備等が必要な場合、甲と 協議することとする。

#### (危険負担)

- 第 11 条 本契約締結の時から本件土地の引渡しの時までにおいて、本件土地が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。
- 2 甲は、本件土地の引渡し前に、前項の事由によって本件土地が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、本件土地を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。
- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を 無利息で速やかに変換するものとする。

#### (契約不適合責任)

第 12 条 乙は、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの、(以下「契約不適合」という。)があるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙は消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、同法の定めるところによるものとし、別途、甲乙協議するものとする。

#### (使用の制限)

- 第13条 乙は、本物件を東京都北区暴力団排除条例(平成24年6月29日条例第24号)第2条に規定する暴力団の事務所等その他活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、若しくは本物件を第三者に貸してはならない。
- 2 乙は、本物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年 法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体及び代表者等の事務所 の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第 三者に移転し、若しくは本物件を第三者に貸してはならない。
- 3 乙は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営 業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りな がら、本物件の所有権を第三者に移転し、若しくは本物件を第三者に貸してはなら ない。

#### (所有権の移転等の禁止)

- 第 14 条 乙は、本契約締結の日から5年間、甲の書面による承認を得ないで、本件 土地及びこの契約締結後に本件土地に設置した建物や工作物(以下、「本件土地等」 という。)に、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用収益を目的と する権利の設定をし若しくは本件土地等について売買、贈与、交換、出資等による 所有権の移転をしてはならない。
- 2 乙は、乙から第三者へ本件土地等の所有権の移転をし、又は地上権、質権、使用 貸借による権利若しくは賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定する場 合、乙の責任と負担において、書面により、本契約書に基づく乙の地位を第三者に 継承させなければならない。また、当該第三者から更に譲渡等する者に対しても同 様の措置を講じさせなければならない。

#### (実地調査等)

- 第 15 条 甲は、前二条に定める乙の義務履行について、その履行状況等を確認する ために、本件土地等に立ち入り調査をし、また、乙に対し、報告及び資料の提供等 を請求することができる。

#### (契約の解除及び違約金)

- 第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで、本 契約を解除する(以下「解除権」という。)ことができる。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙又は第三者に損害が生じて も、甲はその責任を負わないものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合には、第2条の売買代金の100 分の30に相当する金額を違約金として甲に支払う。
- 4 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

#### (返還金)

- 第17条 甲は、第16条第1項の規定により解除権を行使した場合は、乙の支払った 売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金については、利息を付さ ない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が支出した必要費、 有益費その他一切の費用を償還しない。

#### (原状回復義務)

- 第18条 乙は、甲が第16条第1項の規定により解除権を行使したときは、甲の指定 する期日までに、本物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が 本物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現況のまま返還する ことができる。
- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、本物件が滅失又は損失しているときは、 契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。 また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相 当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより本物件を甲に返還するときは、甲の指定する 期日までに、本件土地の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならな い。

#### (損害賠償)

第 19 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、 その損害を賠償する。

#### (返還金の相殺)

第20条 甲は、第18条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が 第16条第3項又は前条の規定により甲に支払うべき金額があるときは、それらの 全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

#### (契約の費用)

第 21 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

#### (付帯事項)

第22条 乙は、別紙「付帯事項説明書」の内容を確認し、了承したものとする。

#### (管轄裁判所)

第 23 条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を 管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

#### (疑義の決定等)

第24条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない

事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号 東京都北区 代表者 東京都北区長 山 田 加 奈 子

乙 所在地氏 名

# 付 帯 事 項 説 明 書

### 1 土地に関すること

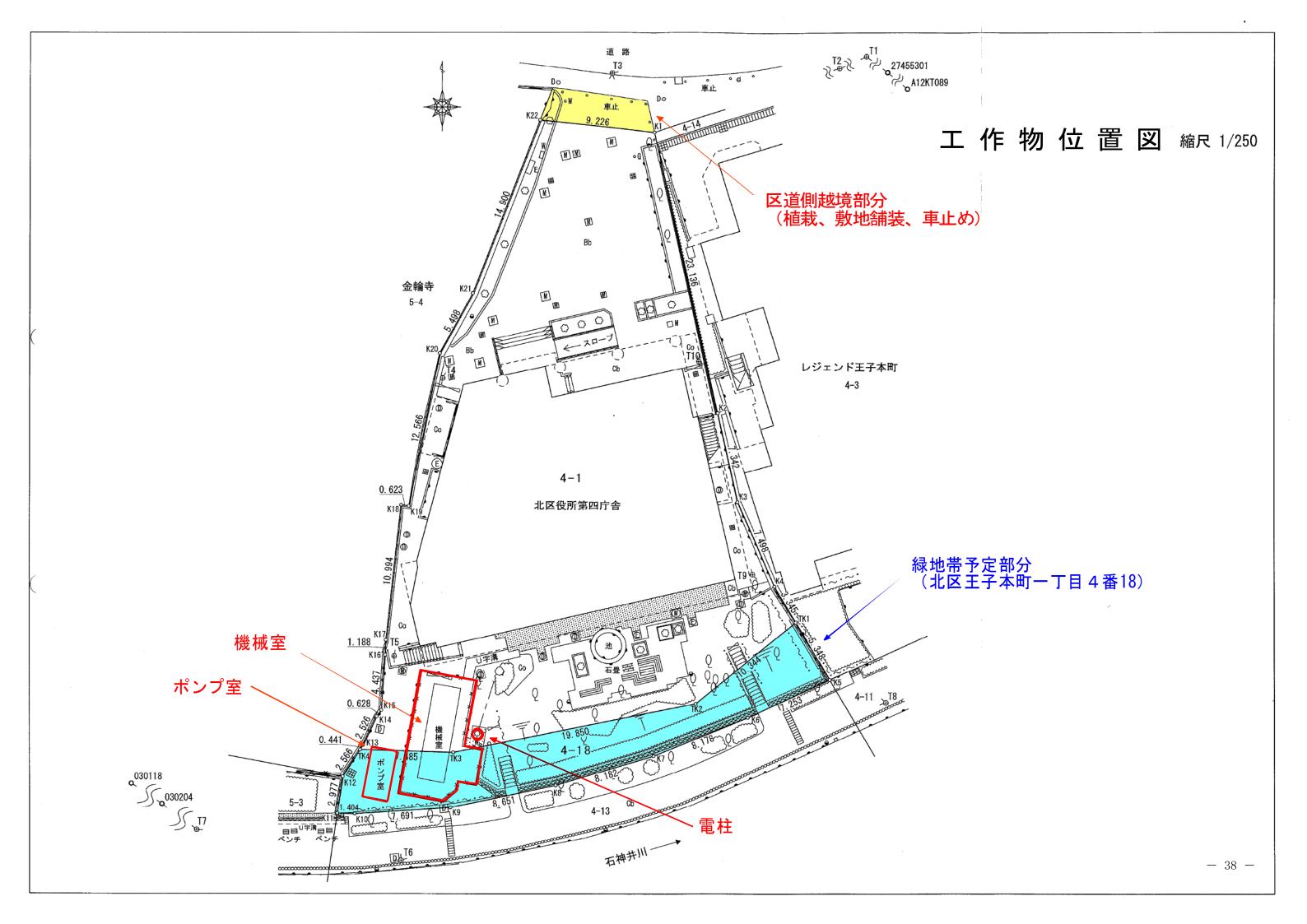
- (1) 土地利用履歴調査の結果、土壌汚染のおそれはないものと判断しているが、 新たに土壌汚染が判明したとしても、これらの撤去及びその費用負担について は、区は対応しないものとする。
- (2) 地質調査は昭和35年7月に実施している。
- (3) 埋設物調査は実施していない。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、区は対応しないものとする。
- (4) 測量及び境界確認は済んでおり、関連書類は所有権移転と同時に引き渡すものとする。
- (5)本件土地西側の塀の一部が隣接地に越境しているが、現況のまま引渡しとする。これについて、境界確定協議書の別紙図面内に注意事項を記載しており、 次回改修時には越境物を解消するものとする。
- (6) 本件土地北側の植栽、舗装や車止め等が区道へ越境している部分があるが、 越境解消については、区が対応するものとする。
- (7) 隣接地の擁壁・塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があるが、現況のまま引渡しするものとする。
- (8)「北区土砂災害ハザードマップ(令和4年2月)」によれば、対象地周辺は、 土砂災害(特別)警戒区域には該当していない。
- (9)「東京都北区洪水ハザードマップ(令和4年4月)」によれば、石神井川が氾濫した場合に、対象地周辺の想定最大規模の浸水深は0.5m未満とされている。
- (10)「高潮ハザードマップ(令和4年4月)」によれば、対象地周辺は、高潮による浸水被害が想定されていない。

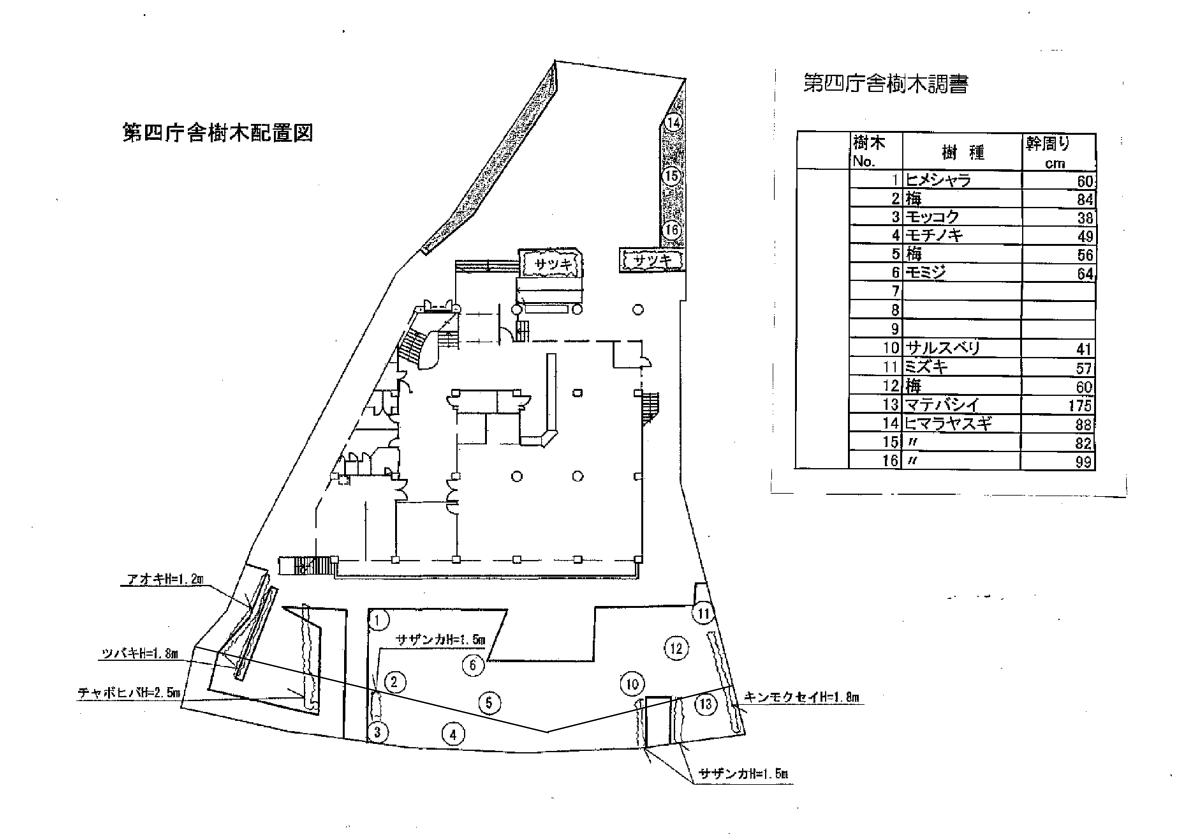
### 2 建物に関すること

- (1) 建物のアスベストについて、専門業者による調査は行っていない。調査費用 や新たにアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担については、区 は対応しないものとする。
- (2)建物図面等の関係書類について、本物件の所有権移転と同時に引き渡すものとする。
- (3) ねずみ等の生息調査や駆除等の衛生対策は行っていない。これらの実施及びその費用負担については、区は対応しないものとする。

### 3 工作物等に関すること

- (1) 敷地内のフェンス、塀、柵等が設置されているが、現況有姿での引渡しとする(位置図は別紙1のとおり)。
- (2)本件土地及び花壇に植樹されている樹木も現況有姿での引渡しとする(樹木配置図は別紙2のとおり)。
- (3)本件土地内南側の電柱は、現在使用していない(位置図は別紙1のとおり)。
- (4) 工作物等の撤去、本件土地の除草・伐採及びこれらの費用負担について、区は対応しないものとする。





# 東京都北区における契約に関する特約

#### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

#### (用語の定義)

- 第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとこ ろとする。
  - (1)発注者 東京都北区をいう。
  - (2) 受注者 東京都北区との契約の相手方をいう。受注者が共同企業体であるとき は、その構成員すべてを含む。
  - (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するもの。
  - (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - (5) 不当要求行為等
    - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
    - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
    - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
    - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権 利を不当に要求する行為
    - オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせるもの
  - (6) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員 として登記又は届出されてないが実質上経営に関与している者を含む。)又は支 店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

### (受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

- 第3条 発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する ことができる。
  - (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (2) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするか問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、 暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (3) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用する などしていると認められるとき。
- (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各 号のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められると き。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否か にかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注 者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

#### (反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする 反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

#### (不当要求行為等を受けた場合の措置)

- 第5条 受注者は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。
- (1) 本件契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 下請業者又は工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。 下請業者等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (3) この契約に関して受注者の下請業者又は工事関係業者がある場合、受注者は、 下請契約等の締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により受注者が遵守 を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 受注者が前項の報告、届出等を怠ったときは、発注者は状況に応じて契約解除、 入札参加除外措置又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業 者又は工事関係業者が報告を怠った場合も同様とする。
- 3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

# 当日の流れ、入札書等の記載方法について

### 1 入札・開札の流れ

#### (1) 入札保証金の納付(窓口は契約管財課管財係のカウンターです)

所定の時間までに区からお渡しした入札保証金納付書(三連符)にて、納入者住所・ 氏名・小切手番号、金額等必要事項を必ず記入、押印の上、納付してください。

入札保証金納付書(三連符)は金融機関では使用できません。

納付したその場で内容を確認後、領収証書をお渡しします。入札保証金返還時に必要ですので、紛失しないでください。

#### (2)入 札

開札時間の10分前までに、封筒に入札書を入れ封緘・封印したものを指定の入札箱に投函します。開札には必ず立ち会います。契約担当者が案内するまで待機してください。開札時間は、予定時刻と前後する場合があります。

#### (3) 開 札

- ①事前に入札箱に投函した入札書を開封します。
- ②事前に納付された入札保証金の金額が入札額の3%以上あるか確認します。
- ③①及び②の確認終了後、入札書を読み上げます。
- ④く じ:くじの方法は入札担当者の指示によります。

#### (4)入札(開札)終了

入札担当者が当該入札の結果について口頭で宣言します。

落札者には、契約担当者から契約書作成等の手続きの説明をします。

落札できなかった入札者には入札保証金を返還します。

### 2 入札を辞退する場合

#### (1) 事前に辞退する場合

入札辞退届を書面で提出してください。書面には北区長名あてに代表者名を記入し 代表者印を押印したものに、「件名」、「辞退の理由」等を明記します。また、同時に契 約管財課管財係に電話等で連絡してください。この場合、入札に立ち会う必要はあり ません。

#### (2) 当日に辞退する場合

入札辞退届を書面で当日窓口に提出してください。書面には北区長名あてに代表者名を記入し代表者印を押印したものに、「件名」、「辞退の理由」等を明記します。入札保証金の納付および入札立ち会いは不要です。

※入札当日は、入札(開札)終了まで区職員の指示に従ってください。

### 3 入札書の記載例 (入札者本人が入札する場合)

# 入 札 書

入札件名

区有財産 (解体・撤去条件付き) の売払い

入札物件

| 区分        | 所在地          |  |
|-----------|--------------|--|
| 解体・撤去条件付き | 北区王子本町一丁目4番1 |  |

入札金額

最低売却価格以上の金額 を記入

| 百億 | 十億 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
|----|----|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| ¥  | 1  | 5 | 0  | 0  | 0  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

「一般競争入札による区有財産(解体・撤去条件付き)の売払いのご案内」の 内容を承知し、上記金額のとおり入札します。

令和 6 年 11 月 25 日 ———

入札書を作成した日付

(入札者) 住 所 (所在地)

東京都北区王子本町 1-15-22

氏 名(名称及び代表者名)

株式会社 北商事 代表取締役 北 太郎



(代理人) 住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者名)

印

東京都北区長 山田 加奈子 様

- 注1 文字はインク又はボールペンで鮮明に記入すること。金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 注2 入札者は、実印(法人の場合は代表者印)を押印してください。(印鑑登録証明書と 同一印)
- 注3 金額欄は捨印による訂正はできません。新しい用紙に書き直してください。
- 注4 一度提出した入札書の引換、変更や取消はできません。

### 4 入札書の記載例(代理人が入札する場合)

# 入 札 書

入札件名

区有財産 (解体・撤去条件付き) の売払い

入札物件

| 区分        | 所在地          |  |  |
|-----------|--------------|--|--|
| 解体・撤去条件付き | 北区王子本町一丁目4番1 |  |  |

最低売却価格以上の金額 入札金額 を記入 百億 千万 干 十億 億 百万 十万 万 百 +円 ¥ 1 5 0 0 0 O 0 O 0 0

「一般競争入札による区有財産(解体・撤去条件付き)の売払いのご案内」の 内容を承知し、上記金額のとおり入札します。

令和 6 年 11 月 25 日

入札書を作成した日付

(入札者) 住 所(所在地)

東京都北区王子本町 1-15-22

氏 名(名称及び代表者名)

株式会社 北商事 代表取締役 北 太郎



(代理人) 住 所 (所在地)

埼玉県さいたま市〇区 1-1-2

氏 名(名称及び代表者名)

飛鳥 次郎



東京都北区長 山田 加奈子 様

- 注 1 文字はインク又はボールペンで鮮明に記入すること。算用数字を使用し、最初の数字 の前に「¥」を記入してください。
- 注2 入札者の住所・氏名を記入し(印鑑不要)、代理人の住所・氏名を記入し押印してく ださい。
- 注3 金額欄は、捨印による訂正はできません。新しい用紙に書き直してください。
- 注4 一度提出した入札書の引換、変更や取消はできません。
- 注5 代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名を記入し(印鑑不要)、代理人の住所・ 氏名を記入・押印(委任状と同一印)の上、委任状を提出してください。

### 5 入札書の記載例(共同入札する場合・表面)

# 入 札 書

入札件名

区有財産 (解体・撤去条件付き) の売払い

入札物件

| 区分          | 所在地          |
|-------------|--------------|
| 解体・撤去条件付き土地 | 北区王子本町一丁目4番1 |

最低売却価格以上の金額 入札金額 を記入 千 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 百 + 円 1 5 0 ¥ 0 0 0 0  $\mathbf{O}$ 0 O

「一般競争入札による区有財産(解体・撤去条件付き)の売払いのご案内」の 内容を承知し、上記金額のとおり入札します。

東京都北区長 山田 加奈子 様

- 注 1 文字はインク又はボールペンで鮮明に記入すること。算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 注2 入札者本人が、入札する場合は、実印(法人の場合は代表者印)を押印してください。
- 注3 金額欄は、捨印による訂正はできません。新しい用紙に書き直してください。
- 注4 一度提出した入札書の引換、変更や取消はできません。
- 注5 代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名を記入し(印鑑不要)、代理人の住所・ 氏名を記入・押印(委任状と同一印)の上、委任状を提出してください。
- 注 6 数人が共同して入札する場合、表面の(入札者)欄に、「裏面のとおり」と記載してください。裏面に、共同入札人各人の住所及び氏名又は法人名を連署した上、各人の持分を裏面に明記し押印してください。

# 5 入札書の記載例(共同入札する場合・裏面)

共同入札者持分内訳

| 入札者 | 住所又は所在地、氏名又は名称  | 持分                        |      |
|-----|---|---------------------------|------|
| 1   | 東京都北区王子本町 1-15-22   印鑑登録している印鑑を押印   株式会社 北商事   代表取締役 北 太郎 | 分の<br><u>1</u><br>持分の総合計が |      |
| 2   | 印   | なるように記入<br>ださい<br>分の      | .LT< |
| 3   | 印   | 分の                        |      |
| 4   | 印   | 分の                        |      |
| 5   | 印   | 分の                        |      |

### 6 小切手 (入札保証金用) の記載例

#### 小切手番号 (入札保証金納付書の裏面に記入すること)

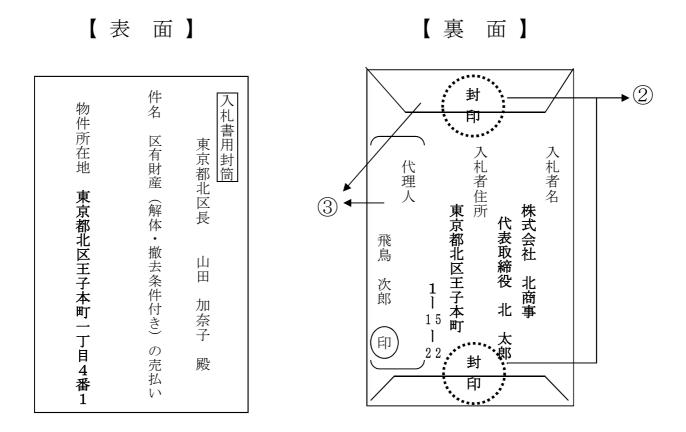


(持参人を受取人とするもの)

#### (1) 小切手の条件

- a 小切手は、全国の区域を支払地とするもの
- b 振出日から起算して7日目までのもの※令和6年11月21日(木)以降の振出日のものとなります。
- c 持参人払のもの
- d 入札金額の100分の3以上の金額であること

### 7 入札書用封筒 (定型封筒 長形3型) の書き方



- ① 表面には入札する件名・物件所在地を明記してください。
- ② 裏面には、入札書に押印した(印鑑登録している印鑑)と同じ印鑑で封印ください。
- ③ 代理人入札の場合は、代理人の氏名を併せて記入し、委任状と同じ印鑑(代理人印)を押印ください(封印も代理人印となります)。